

## 文部科学省

### 『教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業』

#### (教育データの相互運用標準モデル策定事業)

#### 初等中等教育における教育データの利活用を支えるシステム間連携 の在り方に関する専門家会議（令和 7 年度）（第 2 回）議事概要

【日時】令和 7 年 12 月 22 日（月）14 時 00 分～16 時 00 分

【場所】オンライン（Zoom）

【出席者】（敬称略）

委員：伊藤博康、稻田友、岡本章宏、木田博、小出泰久、小崎誠二、後藤匠、阪口福太郎、  
讚井康智、下村聰、白井克彦（座長）、杉山浩二、常盤祐司、藤村裕一、渡部竜士

文部科学省

公正取引委員会

オブザーバー：

総務省、経済産業省、デジタル庁、APPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)

【議事】

・最初に、文部科学省初等中等教育局学校情報基盤・教材課課長から挨拶があった。

#### （文部科学省）課長

本日はお忙しい中、また、年末の大変差し迫った時期にもかかわらず、委員の皆様方にはご参加いただき誠にありがとうございます。

ちょうど文科省で、10 月 1 日に組織再編があり、当会議の担当は総合教育政策局教育 DX 推進室から、私たちの初等中等教育局学校情報基盤・教材課に組織として移りました。そういう意味で、私自身がこの会に出るのが初めてのため、一言ご挨拶をさせていただきます。本日も、さまざま議題が予定されており、今、少し報道でも話題に上がっています。忌憚ないご意見をいただき、またそれを作りで受け止め、しっかり対応していきたいと思います。今日の会議、そしてこれからどうぞよろしくお願ひいたします。

・その後、資料 0 に従い、本日の議事の進め方につき事務局より説明があった。

【議題（1）】「取引慣行の把握」について

- ・学習 e ポータルの選定（更改）及び学習リソースの選定並びに民間学習 e ポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方について、資料 1 に従い、公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長より説明があった。
- ・説明に対し、質疑応答があった。

**(委員 A)**

公正取引委員会様、大変わかりやすいご説明ありがとうございました。私からは、資料 1 の 6~7 ページにて、取引において留意すべき事項を列記されている内容について 2 点質問させていただきます。

まず、②にある「合理的な範囲を超えて高度な技術的条件」というのは、相互運用標準モデルを超えて高度な条件ということかと思いますが、具体的にどのような技術水準のことを指しているか、教えていただければ幸いです。

次に③にある「高額の接続料」や「異なる接続料」の設定について、具体的にいくらや、何%の料率であれば競争政策上適正であるかなど、具体的に公正取引委員会様や政府において、適正な取引の水準を決定して公表することは、難しいのではないかと考えられますが、可能なのでしょうか。お答えいただければ幸いです。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**(委員 B)**

ありがとうございます。感想を含めて、地方自治体の担当者としてお話させていただきます。

学習 e ポータルの選定において、資料 1 の 6~7 ページに示されておりるように、どこかが過度な負担を強いられることなく公正公平な取引のもと、ここで言う民間学習 e ポータル事業者やリソース事業者が選定される仕組みは、自治体にとっても大変望むべきことだと思います。

一方で、8 ページに記載の「事業者等からの意見」として、「教育委員会等は当該費用を負担しない」、「接続料を考慮せずに教育委員会が調達している」と記載されていますが、本当にそういう事例があるのだろうかと思います。なぜならば、学習 e ポータルに接続して学習リソースを使用しようとすると、当然、それにかかるコストを含んだ調達をすると思われるからです。事前の参考見積もりにより、そのコストを考慮した入札価格を設定するわけで、例えば、適切な仕様のもとに入札が終わった後に、「実は連携接続には別途費用がかかります」と事業者から言われない限り、自治体が接続連携に要する費用を負担しないということは考えにくいかと思います。

また、9 ページ記載の内容について、地方公共団体にとってアカウントの管理面や機能だけを考えれば、全く指摘されている通りだと思いますが、今後、学習 e ポータルを教育データの利活用のためのダッシュボードとして使いたいと自治体が考えた場合は、この限りではないのではないかと思われます。より自治体にとって、本当に必要な学習 e ポータル、学習リソースを選びやすくしていただきたいです。もちろん、前提として、自治体が相応のコストをきちんと負担する必要があります。

そういう意味で、12 ページに示されている「民間学習 e ポータルとの接続・連携に係る技術的条件にとどめ、実際に接続・連携がなされること（接続・連携に係る「同意」を民間学習 e ポータル提供事業者から得ること）までは求めないこと」の部分について、つまり、6~7 ページの内容がきちんと守られた上においてもそれを仕様書に記載できることは、自治体にとって本当に求める製品・サービスを既存もしくは新たな環境に連携させて構築しようとしたときに、そのコストを見込んで調達したとしても同意がなければ「技術的には可能だが接続・連携はしません」ということが起こる可能性を多少なりとも危惧するところです。

以上です。

**(委員 C)**

このような取りまとめをしていただき、本当にありがとうございます。調査を含めて、かなりのご負担があつたことと思いますが、非常にわかりやすくまとめていただき、大変ありがとうございます。

私からは 2 点です。

1 つは確認を含めた質問です。こういった独禁法に関わることは、通常、民間と民間の取引に適用される認識ですが、資料 1 の 12 ページに地方公共団体、自治体に向けてのメッセージもあることを踏まえると、公正な市場を持続する上では、自治体側にもその責務が発生するという意のメッセージだと理解してよろしいでしょうか。質問の意図として、このようなシステムを作っていくにあたり、民間同士の努力だけではなく、きちんと自治体の皆さんにもご理解いただく必要があり、逆にそこがうまくいかないと、自治体側にも独禁法違反のリスクが発生することもあり得るのかどうかを確認したいです。

2 点目です。12 ページの①の太字で「民間学習 e ポータルとの接続・連携に係る技術的条件にとどめる」とありますが、ここで技術的条件とは、6 ページの②にあるような回避すべき「高度な技術的条件」ではなく、標準モデルで定めた範囲を指しているかどうかを質問します。

以上です。

**(公正取引委員会) 課長**

皆様、ご指摘いただきありがとうございます。

まず、前提として、今回、独禁法違反の事例があったか否かについて示すものではありません。学習 e ポータルと学習リソースの接続に関して、様々なステークホルダーがいらっしゃる中で、競争政策等の観点から、今後、それぞれのステークホルダーからの意見を聞きながら皆様で検討を進めていくのはいかがかというある種のご提言をさせていただくものでございます。

委員 A からご指摘いただいた合理的な範囲についてです。例えば 6 ページの②では合理的な範囲を超えてと記載しており、7 ページの③の接続料に関しても生じるコストと比較して高額の接続料と書いておりますが、公正取引委員会が、水準はこのぐらいですといったことを一概に申し上げることはできません。先ほど委員 C もおっしゃっていた通り、民民の取引というのは基本的には当事者間の取引です。競争政策等の考え方から申し上げますと、事業者が他の事業者に不合理なことを求めることでオープンな接続

連携環境が阻害されてしまうことが問題だと考えていますので、一概に線引きをして、ここが合理的だ、ここが不合理だ、ということはそれぞれの立場などによって変わってきます。そのため、一概に水準をお示しすることはなかなか難しいという点をご理解いただければと考えています。

次に、委員 B からのご質問について、理解しきれていない可能性があるため、もう一度ポイントを教えていただけますでしょうか。

**(委員 B)**

はい。まず、自治体が接続料や接続・連携にかかるコストを支払わないということが本当にあるのかを伺いたいです。民間事業者様のお声としてヒアリングされたことなので、そういうケースも実際にあるのだろうとも思いますが、本来ならば、接続・連携にかかるコストも含めて調達するのが通常のため、調達してからその分は聞いていないから払わないといったことがあり得るのか？という疑問があります。自治体のスタンスを問われる部分ですのでお聞きしました。

また、資料 1 の 12 ページに、「同意までは得ないこと」と記載があることについて伺いたいです。②を読めばある程度、不安に思う点はカバーされているとも思いますが、①だけを見ますと、例えば、そういうことが起こる可能性は低いかもしれません、技術的条件だけは書くけれども同意を取らなくてもいいとした場合、同意を得ていないがために、そこは接続しませんということも起き得ないのかということを危惧しています。

**(公正取引委員会) 課長**

ありがとうございます。

まず、8 ページについてご指摘いただいた事業者からのご意見についてご回答します。今回、1 ページの調査方法の通り、網羅的な調査をしている訳ではなく、関係事業者あるいは地方公共団体にお話を聞いている中で、こういう話も挙がったというものをまとめています。すべての地方公共団体が接続連携に要する費用を負担していないとの趣旨ではありません。

次に、12 ページについてです。様々なパターンがあると思いますので、これが絶対に正しい、正しくないということを申し上げるものではありません。今回は、あくまでも、競争政策等の観点から、地方公共団体と学習リソース提供事業者との関係において、入札にこういうことを盛り込むことを周知するということはいかがかという制度設計の提言をしています。地方公共団体には、様々な個別の事情があると思いますので、その中でどのように調達するのかをご判断いただければと考えています。

次に、今の委員 B のお話と関連して、委員 C からお話がありました地方公共団体が独禁法違反になり得るのかについてです。基本的に独禁法違反行為があったとして問題とされるのは事業者であり、地方公共団体が事業者として事業活動を行うものではない限りは、独禁法違反として問題とされることは、基本的にはございません。他方で、地方公共団体の制度設計によって、結果として事業者間の独禁法上の問題を誘発したり、競争を阻害したりしてしまうことはあり得ます。まさに私がいる課は地方公共団体からのご相談もお受けする部署ですので、制度設計にあたって、地方公共団体として独禁法上の懸念があれば相談をいただくこともございます。

委員 C から 12 ページの技術的条件のお話もありましたが、先ほどの委員 B へのご回答と同様に、明確に、これが絶対のルールですというつもりはなく、オープンな接続連携環境を作っていくために、入札においてこういうことをされるのはいかがかという競争政策等の観点からの 1 つの提言です。公正取引委員会として何か強制するものではなく、競争政策等の観点から望ましい考え方を示したものでございます。

**(委員 A)**

ご説明、どうもありがとうございました。私の 2 点目の質問について、まだお答えをいただけていないため、発言します。一点目の回答から推測はできますが、高額の接続料や異なる接続料の設定について、具体的にいくらかとか、何%かを決めていただけないか、という意見を巷で言う方もいらっしゃるので、競争政策上、具体的に公正取引委員会さんや政府において、適正な取引の水準を決定して公表することが可能なのかどうかについて、ご回答いただきたいです。

**(公正取引委員会) 課長**

委員 A、2 点目のご回答が抜けてしまい、申し訳ございません。7 ページの③についてです。これは行ってはならない行為としてルールの中に盛り込んではいかがかと提案するのですが、結論から申し上げますと、価格は事業者間の交渉や需給バランスで決まっていくものであり、公正取引委員会としてこれが必ず正しいですと価格水準を申し上げることはございません。

**(委員 D) :**

資料やご説明内容について、よく理解できました。どうもありがとうございます。

感想ベースで、意見とお願いを少し述べさせていただきます。

この単元にはこんな教材が最適だと学校の教員が思っても、教育委員会の調達を通した結果、希望に沿つたものではなかったという話は起こってしまうことですが、教育の中身よりも、環境に話題が寄りがちになりつつあるのではないかと感じています。

先生は当然使いやすさを最優先しますから、一度導入されたサービス、使い始めたものに関しては、いいか悪いかではなく、慣れという点でどんどん判断していきますし、新しいものを積極的に知ろうとするわけではありません。いろいろな学校行事、物販も、自然に偏ってしまう傾向があります。その点を公正に保とうと思ったときに、このように明確にいろいろと提案していただけることは非常に心強いと思います。正直に申し上げますと、教育委員会は IT インフラの商流には疎いです。もちろん分かっている自治体もありますが、それは少数で、多くの自治体は、近隣自治体との情報共有や、今回のような公正取引委員会、文部科学省、デジタル庁が示す規格や標準仕様をそのまま活用しますので、自治体担当者にとっては、この標準に準拠していないものは採択できないと主張できることはとても大切です。

そういった利用者の利益を守りながら思いを実現する意味でも、今回の主な対象である自治体へのメッセージとして、外部の人にしっかり頼ってもいいことや、改善のサイクルが止まってしまわないよう工夫するよう、自治体や教育委員会にしっかりメッセージが届くような書きぶりにしていただけるとありがたいです。

以上です。

## (委員 E)

時間の都合により手短にお伝えします。

私は、今回の課題の本質的なところには、全国学力学習状況調査を含む MEXCBT を利用するためには、すべての自治体が事実上必ず導入しなければいけないシステムである学習 e ポータルを導入することによって、最初に採用された事業者が、その後長期にわたって市場において有利な状況を作り出せるという仕組みづくりを、国が主導して行ったように見えていることが問題ではないかと考えています。

したがって、この問題を払拭する 1 つの方法として、学習 e ポータルとして必要な機能を無償で利用できる実証用学習 e ポータルで補償することとし、自治体が望まなければ、特定の事業者の学習 e ポータルを選択しなくても MEXCBT を活用できるようにすることが重要であると考えます。この点について、公正取引委員会はどのように捉えられたか、可能であればお話を伺いしたいです。

## (委員 F)

ありがとうございます。資料 1 の 7 ページに、「学習リソース提供事業者ごとに異なる接続料を設定することにより」と書かれている点に関して、2 点質問させてください。

1 つ目です。今回は学習 e ポータルについてということですが、例えば、公共調達のプライムベンダーさんが販売手数料という形で学習リソースの販売手数料とは異なる金額で指定することも、同じように公正な競争環境を阻害していると言うことができるかどうかをお伺いしたいです。また、それが学習 e ポータルと通常の公共調達の間で異なるのであれば、その差は何かということも併せて教えていただけたと嬉しいです。

2 つ目は異なる接続料についてです。民間同士の取引の中で決まる取引条件は秘密情報に当たる内容のため、基本的には外に出てこない状態になります。そうすると、サービスの提供事業者は、知らず知らずのうちに不利になるという状況になり得ます。これに対してどのような対応方法が業界としてあり得るのか教えていただきたいです。例えば、このような主要な取引条件は事前に公表するといったルールメイクによって解消できるものなのか、また他に方法があるのであれば教えていただきたいです。

以上です。

## (公正取引委員会) 課長

ありがとうございます。

最初に、委員 D へのご回答です。教育委員会にしっかりと届くようなメッセージとすべきだというご意見と理解しました。文科省においては今まさに制度設計をされている最中と認識しています。おっしゃっていたようにずっと前から使っているものが継続して使われていくという場合もある一方で、競争環境を整備していくことも極めて重要です。競争政策等の観点から、文科省と連携していきたいと思っております。

次に、委員 E へのご回答です。MEXCBT について国が主導したように見えますという話と、実証用学習 e ポータルの話がございました。公正取引委員会としましては、どういう形でこの学習 e ポータルを活用し

ていくのかについては、我々というよりも文科省や地方公共団体でしっかりと検討をしていただく必要があると考えます。そのためのサポートとして、今回、競争政策等の考え方を示したところでございます。

3つ目、委員 Fへのご回答です。異なる接続料の話がありました。2点目とも関係しますが、7ページに書いているのは、競争政策等の観点から行わないことが望ましい行為でございます。当然、民民の取引ですので、モノであればロットが大きければ安くなることもありますし、様々な事情によってコストが異なってることがあります。接続料が異なること自体を持って何か直ちに競争政策や独占禁止法上の問題があると申し上げるつもりはありませんが、6ページや7ページの行為をすることによって、事業者が市場から排除されてしまうことは問題だと考えております。競争政策等の観点から、市場の競争に悪影響を与えることがないようにされてはいかがかという内容を提言しています。

また、取引条件を公表してはいかがかというご質問がありました。例えば、取引条件を公表することでそれがかえって事業者間の協調的な歩みを促進してしまう可能性もありますので、一概にこういうやり方が常に正しいということを申し上げることは難しいですが、なるべく競争に悪影響を与えないような形で、それぞれのステークホルダーが取り組まれていくのがよろしいのではないかと考えています。

- ・「取引慣行の把握」に関するとりまとめ状況の報告（暫定版）について、資料2に従い、文科省より説明があった。
- ・説明に対し、意見収集、質疑応答があった。

### **(座長)**

大変大量のデータを短時間でおまとめいただきありがとうございます。

### **(委員 C)**

感想というより感謝をお伝えしたく、発言します。座長も触れていた通り、様々な事業者へのアンケートとインタビューもしていただいており、相当大変だったことと思います。私もこれまでに事業者の仲間からいろいろと聞いてきましたが、その中でも出てきていたかった意見も含め、かなり詳細に公にしていただいたことはとてもありがとうございます。まずは強く、感謝を申し上げたいと思います。

その上で、今日の後半の議論では、まさにこの実態を1つのスタート地点にして、改めて運用方針も技術方針も議論を進めていただけたら嬉しいです。改めてありがとうございました。

### **(委員 G)**

同じく、本当に膨大な調整やアンケートヒアリングを実施していただいたと思います。ありがとうございます。

アンケートやヒアリング結果を細かく見ていくと、やはりまだ相互運用標準モデル自体の理解がなされていないところもあり、ある意味、誤解の中で回答しているように思えるものもありました。その意味で、まだ標準モデル自体の理解が進んでいないと感じており、ましてや、その技術を踏まえた運用の話になると、より理解が広がらないだろうと改めて感じました。

一方で、そうであれば、文科省がもっときちんと周知してほしいという話になりがちですが、どちらかというと、本来は関わる我々自身が、当事者として自ら学び、理解しなければいけないと思っています。

一方で、アンケートに答えている方の前提条件や、外部環境を私自身も理解できなかったところがたくさんあります。情報の非対称が問題を生じさせていると実感しています。なので、文科省さんには、可能であれば、このステークホルダー同士が情報交換できる場の設定をお願いしたいです。相互運用標準モデルの理解とともに、ステークホルダー同士の相互理解の場がすごく本質的な問題の解決につながるよう思っているので、ご検討いただけたと嬉しいです。

以上です。

#### **(文部科学省教育 DX 推進室)**

いただいたご意見は今後検討してくださいというものだと理解していますので、こちらできちんと受け止めたいと思います。ありがとうございます。

#### **【議題（2）】これまでの専門家会議における意見のまとめについて**

- ・これまでの専門家会議における意見のまとめについて、資料3に従い、文科省より報告があった。

#### **【議題（3）】次期「相互運用標準モデル」の技術仕様に関する検討状況について**

- ・次期「相互運用標準モデル」の技術仕様に関する検討状況について、資料4に従い、事務局より説明があった。

#### **【議題（4）】「相互運用標準モデル」の適合性評価等の検討状況について**

- ・次期「相互運用標準モデル」の適合性評価等の検討状況について、資料5に従い、事務局より説明があった。

#### **【議題（5）】委員討議**

- ・討議内容①「次期「相互運用標準モデル」の技術仕様に関する検討状況について」及び、討議内容②「「相互運用標準モデル」の適合性評価等の検討状況について」の討議を行った。

#### **(座長)**

それでは、これから討議に入るわけですが、討議に先立ちまして、座長として、以下の進め方で行いたいと思います。まず、発言内容は、「次期「相互運用標準モデル」の技術仕様に関する検討状況について」、および「「相互運用標準モデル」の適合性評価等の検討状況について」の2点を中心にお願いします。また、おそれいりますが、委員の皆様に広くご意見をうかがうためにご発言はおひとり2分以内でお願いします。

#### **(委員 H)**

学習 e ポータル SWG から参加しております。前の議題にてお話すべき事項かとも思いますが、資料 2 の「取引慣行の把握」の取りまとめに対する感謝と、その内容について発言します。

実は学習 e ポータルを進めてきた SWG の人間として、ここまで理解が進んでなかつたのかと強く反省をするところです。なぜここまで進んでいなかつたのか、もう一度しっかりと議論をして前に進める必要があることを改めて感じた次第です。

また、議題について、適合性評価の方法のセルフチェックの話の中で、セルフチェック案と、サービスマップの対応調整中という話がありました。この適合宣言書やセルフチェックはおそらくカタログのカタログスペックで謳っているのでこれで大丈夫という話になりがちかと思います。まずはここから始めなきゃいけないことに対して、私自身は賛成したいです。

一方で、セルフチェックの資料とサービスマップで載っている内容をわざわざ調整して分ける必要はなく、重複で載っていても大丈夫ではないか、むしろ、広がりや利用者がそれを見て分かりやすいという意味では情報がかぶっていてもいいのではないかと感じました。その点のみ意見を申し上げます。

私からは以上です。ありがとうございました。

#### **(委員 E)**

時間がないとのことで、手短にお話します。いくつかありますが、ここでは 2 点だけ触れさせていただき、あとはメール等で共有させていただきます。

一点目は、課題管理のまとめをしていただいた点についてです。前回の会議で、課題管理の問題点を挙げさせていただき、今回すぐに対応いただきまして、本当にありがとうございました。またそれを受けたの要望になってしまいますが、せっかく整理していただいたので、次回はそれぞれの課題について、優先度や対応状況、事業外のものの担当部門などを記載していただくことによって、より理解が深まるのではないかと思います。

2 点目は、相互接続標準モデルの技術仕様に関係ある問題で、このモデルを扱うにあたり、文字の問題があります。デジタル庁が、標準準拠システムにおいては、行政事務標準文字、MJ+（行政事務標準文字）を利用すると示しています。けれども、校務支援システムにおいては、扱う文字について明確な規定がありません。この状況の中で、課題一覧では事業外と評価されていましたが、相互接続標準モデルの OneRoster の Japan プロファイルには、JIS X 0213（JIS 拡張漢字）が対象であるとされています。校務支援システムも毎年、相当数のリプレースが行われていますが、現在、その調達仕様において、扱う文字の要件は自治体によってバラバラです。今後、このまま放置しておくと、いずれ校務から OneRoster を出しても、児童生徒名が渡らないという状況が起こると思われます。具体的には、MJ+を利用すると、現場ではかなり混乱が起こると考えられることや、スマホを利用する保護者との連携や、ウェブ出願についても考えると、学齢簿から、校務支援システムにデータを渡すときに、標準システム側で 0213 への縮退を行っていただいて、校務支援システム以降はすべて 0213 で統一していくことを提案

します。そのために必要な指導要録 様式 1（学籍に関する記録）の氏名記載などのルールについても見直しを行っていただきたいです。文部科学省様とデジタル庁様とで早急に連携をして、決めていただけることを期待しております。

私からは以上です。ありがとうございました。

**(委員 A)**

手短にお話したいと思います。まず、本日の検討状況について、非常に公平公正な立場でご検討いただいており、行政経験のある私から見ても、大変ありがたい結論だな、と思っています。

ただ、2点お願いがございます。

一点目は、来年度以降の検討の際に、先ほどまでに皆さんがあっしゃっていた、相互運用標準モデルそのものが共通理解できていないという問題です。特に自治体において理解されていない問題を解消するために、ぜひ次回は、教育長会、調達側の立場からもメンバーを入れていただいた上で、すべての教育委員会に周知しなくともきちんと伝わる仕組みを構築していただきたいです。

2点目です。あくまでもこの標準モデルは、子どもたちのために、また、先生たちのためにも、低成本ですべてのものが連携動作する世界をつくる教育データを有効活用できるようにすることが目的ですので、今、決定的に足りていない点であるデータのエクスポートやインポートの仕組みが LTI と言いながらも、全く実装されていないという部分をぜひご検討いただきたいです。

以上です。

**(委員 F)**

ありがとうございます。まず、前半の公正取引委員会様の見解は、あくまでも助言だったと思っております。そこで、文科省さんにお願いですが、ぜひこれを文科省の指針にステップアップすべきだと思っており、しっかりと明文化して進めてもらうようお願いいたします。

この後は、技術標準の話になります。ここまで話で、理解が足りないという文脈でお話をされている委員の方もいらっしゃいましたが、私はあまりそう思っていないです。少なくとも、今回のヒアリングの結果を見る限りにおいては、実際に標準に従いながら、個別的な学習 e ポータルとの個別的な開発が発生しているという事実自体をしっかりと捉えるべきだと思います。そう捉えて今回のヒアリングを率直に受け取るのであれば、技術標準に含むべき範囲に対し、適切な線引きが行われているのだろうかという観点で、しっかりと議論をするべきだと思います。もちろん、技術標準に含むべき範囲を過剰に広げることには問題があると思いますが、少なくとも、今回の意見を見る限りでは、標準化すべき範囲が限定的すぎるという印象を持っています。

標準に含むべき範囲の例をあげますと、私も昔からお伝えしていたところですが、LTIによるアカウント管理の不要化に関して、それが適したサービスと適していないサービスが世の中にあるので、その両方にきちんと対応できることを前提に作る必要もあると思います。これはあくまでも一例ですが、まだまだこの標準モデルの内容が十分に足りているとはあまり思っておらず、更新するものがいるという考え方ではないと考えます。

今回、これが意見としてしっかり出てきたことが重要である一方、これまで2年3年かけて出てこなかったことが、かなり問題だと思っています。それは、この仕様を作った後に、仕様自体がきちんと社会に対して機能適合性があるのかどうかというチェックができていなかったからだと思います。

またこれも2年前からお伝えしていたことですが、この仕様が本当にみんなの役に立っているのかどうかにもっと注目し、重視して確認するプロセス自体が、文科省さんないし事務局で醸成されない限り、またしばらく経ってから、なんかちょっと違うねということが出てくることにもなりかねません。これからの事業においてしっかりと、自分たちが作っているこの仕様が本当に社会に適したものになっているのかどうかという視点と、出てきた意見を率直に受け止めるという姿勢を持ってもらいたいと思いました。

それ以外の意見は、追ってメールで送らせていただきます。以上です。

### **(委員)**

お世話になります。日本図書教材協会、全国図書教材協議会事務局長です。

ヒアリングの結果についてお話します。今回の学習eポータルの直接の運用とは、少し観点がずれるかもしれません、今回のヒアリングの中で私たちも関わっている教材の採用・使用について触れられており、その現状と課題について、今後のeポータルの運用にも関わってくることもあると思うので、お話します。

今回の資料2の「ヒアリング結果概要」の28ページに、自治体と事業者間取引について、学校採用教材の有無等も書かれています。ややもすると、デジタル教材は自治体で採用され、紙の教材は学校で採用されるものだ、というふうに受け取られる方もおられるかもしれません、基本的には、自治体でデジタル教材を採用する場合も、学校で紙とデジタル両方の教材を採用する場合もあります。どちらかということではないことを改めて補足させていただきます。

なぜこう申し上げるかといいますと、GIGAスクール構想以降から、これまで紙もデジタルも基本的には学校で教材採択されていますが、自治体でデジタル教材を採択することも増えてきています。それ自体は、子どもたちの学習環境が豊かな学びにつながることで、非常に歓迎することだと思いますが、自治体によっては、自治体採用したデジタル教材がなかなか公費で賄えないために、保護者負担になってしまう場合があります。結果として、学校で今まで採用していたものが、はじかれてしまうことも起こっています。実際に私にも、多様な教材の中から使いたい教材が自由に採用できないという現場の先生方の声が聞こえてきています。

やはり、子どもたちの、そして先生方の学び、指導の充実のためには、多種多様な教材の中から選択することができるよう、配慮が要るかと思います。今後、e ポータルの運用指針等を作っていく中で、そのあたりの現場の実態を踏まえ、特定の運用形態に偏ることなく、先生、子どもたちが多様なデジタル教材を公平公正に選択できることが望ましいと思いますので、補足させていただきました。

また、この後、次回の会議で運用指針等の検討がされると思いますが、できるだけ早めにたたき台をお示しいただきたいです。また、次回の専門家会議は関係する方が非常に関心を持つ会だと思います。その後、標準モデルの改訂版が出るという流れになってくるので、もし可能であれば、公開するような形で会議を進めていただければ、と思っております。長くなりましたが、以上です。よろしくお願ひいたします。

#### **(委員)**

私からは日本 1EdTech 協会の観点から、標準化に関わる技術仕様のコメントをさせていただきます。

最初に、資料 1、公正取引委員会の資料の最終ページに「民間学習 e ポータル・学習リソース間でやり取りされるデータ等について標準化・共通化することが競争政策上望ましい」と提言されています。標準化そのものについて、非常に好意的なコメントをいただいたと考えております。したがって、我々日本 1EdTech 協会で取り組んでいる標準化について、このような指針をいただけたこと、非常にありがとうございます。

2 番目に、今、日本 1EdTech 協会での標準化に関係するものは、すでにいろいろと議論が出ている OneRoster と LTI があります。日本 1EdTech 協会では今、OneRoster の Japan プロファイルを策定しており、前回の委員会から今日にかけて進捗があります。OneRoster の Japan プロファイルに対して、1EdTech コンソーシアムでコンフォーマンステストシステムの準備をしてもらいました。このテストシステムを使って、3 社のベンダー様にご協力いただきテストを実施しています。具体的には、校務支援システムによって生成されるファイルセットのチェック、また、そのファイルセットを学習 e ポータルから読み込むためのテストです。この 2 つが今揃っており、これを通すことによって最低限、相互運用標準モデルにコンフォームしているかどうかがわかるようになっています。

したがって、次年度にはまだ間に合いませんが、次の年にはこのコンフォーマンステストを使うことができるようになるのではないか、と考えております。また追って、いろいろと情報交換をさせていただきます。

以上です。

#### **(委員 G)**

ありがとうございます。先ほど意見は述べさせていただいたところなので、手短に一点、申し上げます。

今、標準化自体がまだまだ足りていない点はおっしゃる通りだと思いつつ、一方で標準を広げようという取組に関しては、危険な可能性があると感じているので、コメントします。

標準の範囲が広がるということは、基本的にハブとなる機能が肥大化することを指すと思います。私の立場で言うことではないかもしれません、学習 e ポータルが肥大化するのは良くないです、LRS や校務支援システムにとってデータのソースになるようなポイントがどんどん大きくなっていくと、そのプレイヤーが今回の競争阻害の話にも繋がりがちです。標準はできるだけ小さくしていくことが大原則だと思っているので、どれだけうまくやるかの選別がすごく重要だろうと思います。

以上です。

**(委員)**

さまざまご報告いただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。

教科書協会から意見を述べさせていただきます。資料 4 の「技術仕様に関する検討状況」についてです。お恥ずかしながら、教科書のデジタル化を各社が進めていますが、教科書の中でなかなか標準化ができていない状況になっております。したがって、教科によって採択する教科書会社が違って、配信プラットフォームが異なると、横のデータ連携はできないという状況であり、こうした相互運用標準モデルのお話に教科書業界として参加する価値を感じています。

昨年から今年にかけて、教科書のデジタル化を推進するワーキンググループが文科省で設置され、私もその委員として参加しました。この「審議まとめ」が、この 10 月末に出され、その中にアカウント管理の負担軽減の項目が示されています。デジタル教科書の各社でアカウント管理方法がバラバラになっているために、学校現場の方に相当ご負担になっています。「審議まとめ」を見ていただくと、国が主導して発行者と連携し、この負担軽減策に取り組むと書いてあります。ただし、実際に文科省さんがどのような主導的な立場をとって、この連携と負担軽減を図っていくのかという具体的な状況はまだ聞かされていない状況です。

一方で、この会議では、例えば、OneRoster の名簿情報などを校務支援システムから持ってきて学習 e ポータルから学習ツールズという形で展開するといった仕組みが作れるのか、LTI を使った呼び出しについても議論されていました。教科書として、先生方、子どもたちにとっての使いやすさをどのように実現できるかという観点で、この議論に対しては非常に関心が高いので、今後もそうした立場で意見ができたると思います。こうした標準化の取り組み自体に反対するものではございません。この先、教科書も含めた議論ができればと思っております。

以上です。

**(委員 B)**

これまで教育にとって、本当に有用なデータが各所にあるにもかかわらず実際にはあちこちに散在しているために、データ連携により新たな知見を見出すことや、データの突き合わせによって児童生徒の様子をより細かにかつぶさに把握し有効な支援や指導が可能になるといったことが、期待されているがいまだ十分に行われていないという現状があります。相互運用標準モデルの実現普及は、この現状を改善する契機になるのではないかと考えています。

現状を見ますと、ダッシュボードの構築等に関しては、全国の各自治体で確実に進みつつある反面、学校現場でのデータ利活用がどのくらい進んでいるかを考えると、自治体、学校もしくは教員間で大きな差があると感じています。それがなぜなのかと考えた際に、先生方がデータを活用して本当に役に立ったという腹落ち感がまだあまりないのではないかと思います。つまり、データを日常的に確認すること、もしくは、複数のデータを関連して見ることでこんな実態が見えてきて本当に役立つといった、いわゆるキラーユースケースが不足していると思います。教育現場において、データを読み解く文化がこれまでに醸成されてきているとは言えない部分もあります。その影響で、指導の正当性や、アカンタビリティといったことが、あまり重視されてこなかったのではないかと推測します。だからこそ、誰もが納得するようなキラーユースケースをいかに創出できるかが、教育データ利活用のために重要だうと考えます。

文科学省様にお願いしたいこととして、現在においても教育データ利活用の加速化事業等の取り組みが行われていますが、より広範囲における教育データの利活用の実証事業、およびその成果の普及促進を図ることが私は急務だと思っています。

仕組みだけ先行して実際の活用が追いつかない、画餅に帰すといったことにもなりかねません。この点についてぜひご注力いただくことを期待します。

私からは以上です。

#### **(委員 I)**

まずお聞きしたいことがあります。相互運用標準モデルと学習 e ポータルの関係は、相互運用標準モデルをオールインワンで実装しているのは学習 e ポータルということで合っていますか？であれば、相互運用標準モデルを別の方法で構築することもあり得ますか？文科省としても、この会としても、それを混同して語られているように感じています。

先ほどのセルフチェック項目もそうですが、学習 e ポータルをチェックするという話になっていたかと思います。私たちの具体的な導入案件でも、独自にデータ基盤等を構築するか、学習 e ポータルに乗るか、どちらにするか迷われている教育委員会さんに割れている現状があります。独自に構築された場合に、この相互運用標準モデルとは関係なくなってしまうので、できれば独自構築する場合であっても、相互運用標準モデルのような統一規格があると、開発コストの低減になるのでうれしいです。

また、現状の相互運用標準モデルの問題点として、OneRoster に授業のクラスがない問題があります。1 年 1 組などクラス単位で行う授業ではなく、体育男子や選択授業のような学校でクラスを組み替えて行う授業の名簿データがありません。そのため、結局アプリ側へその情報を入力してもらう必要があるため、あまり楽にならない現状があります。先ほどから、理解が進まないといった議論がありましたが、理解が進まない一番の原因是、そもそも必要とされていないのだと思います。学習 e ポータルも現場にニーズが全くないと感じています。

教育現場でニーズがでてきているのは、活用状況の確認とその根拠となるデータの蓄積、名簿登録の手間の低減であって、これだけであれば学習 e ポータルである必要もないはずです。

そもそも現場の教員によるデータ利活用というものの自体、先生たちはデータのサイエンティストでもなんでもないので、現場の先生が直接データを読んで活用するのは危ないと思います。データを読むのはとても難しいので先生たちが変なデータの見方をしてしまい、おかしな指導をしてしまう可能性も大いにあります。仮にやるのであれば、教員の養成から組み込んでいないといけないような話だと思います。今もダッシュボードで見られるようになっただけで、それでデータを活用してくださいと言っても、先ほど委員 B がおっしゃっていたようなキラーアイデアが果たして作れるのか、はなはだ疑問です。

現場の先生が云々というよりは、自治体にいるデータの取り扱い方を勉強した専門家や、外部の大学の研究者から知見を生み出して、現場にフィードバックするような形を推進した方がいいのではないかと私は考えています。

学習 e ポータルと相互運用標準モデルとどちらをどう推進していくのか、分けて情報発信をした方が良いと思います。そもそも、現場が相互運用標準モデルを知っている必要があるかどうか、ということもあります。ユーザーとしてのメリットは、やりたいことができればそれで良いわけで、相互標準になっていると僕たち提供側が楽なだけなので、事業者間だけで知っていれば良い話とも思います。

### (委員 C)

ありがとうございます。資料を共有しながらお話をします。

委員 B からご指摘いただいたキラーユースケースの話について、本当にその通りだと思いつつ、キラーユースケースは、バーティカルな領域特化している領域でないと、出てこないのではないかと思っています。もちろん、ダッシュボード側で出てきている事例も取り上げればいいと思いますが、総花的なダッシュボードとキラーユースケースとは相性が悪い可能性があると考えます。何が言いたいかというと、キラーユースケースを取り上げるときに、総花的なダッシュボードの活用例だけではなく、バーティカルな領域特化した利活用例を重視した方が良いという補足としてお話をしました。

今日お伝えしたいと思っていたことは 4 つです。

1 つ目は、公正取引委員会さんに上げていただいた中で、接続料について、今は方向で学習 e ポータルの皆さんに善処いただいていることに対し、感謝します。一方で、卸売契約の強制など、実質的に接続料必須という形が続いていることは良くないと思います。そういう接続料ではないけれど、実質的にそうなっているケースも含めて、今後の運用方針の改定をして欲しいです。

技術的な話が 2 つ目、3 つ目です。OneRoster、LTI、xAPI という 3 点セットで標準化していくことは業界の中でもかなり理解が進んでいる一方で、いざ接続すると、今回、文科省さんに取りまとめていただいたレポートのように、運用上かなり問題がある部分がさまざまにあると思います。標準化の軸となっている OneRoster であっても、先ほど、委員 I が触れていた通り、一定問題が残っていると思っています。

そういう実態を改めて解像度高く見ていただいた上で、標準モデルや、今後自治体が公募を出すときに参考するガイドラインの技術的な要件を限定的に、具体的に絞っていく必要があると思います。

LTIについては、アカウント認証・管理まで必須とするような深い連携をしきりと、僕らツールズ側のサービス提供が難しくなっているケースもあります。LTIに加えて、それ以外の接続方法も並行的に容認することも検討してほしいです。

xAPIについては、今後、標準規格でつないでいくという構想自体は、私も理解をして共感するところですが、今、実態として、大手の学習 e ポータルさんも含めて、ツールズ側から xAPI で出したデータを受け取る入り口が学習 e ポータル側に標準的には実装されていないと聞いています。そのため、xAPI への対応では、基本的に個別開発が必要な中で、さも xAPI 対応は当たり前です、標準仕様ですと出されても、すべてが個別開発になりコストが膨大にかかるリスクがあります。今後も永遠に標準モデルに載せるなどは言わないですが、現時点では未整備な状態なのであれば、一時的に標準モデルから除外するといったことが必要ではと思います。

最後に、自治体の調達要件に関してです。LTI や xAPI の問題がある中で、今は限定した調達要件・仕様にしないと密結合や独自開発を強いてしまう可能性があることをきちんと踏まえて欲しいです。今後、キーになってくるのは、学習 e ポータルやツールズ事業者の動きだけでなく、自治体さんがどういうふうな調達要件を出していくかだと思います。そこに対して注意喚起する通知を文科省さんにお願いしたいです。

長くなりましたが、以上です。

### (委員 J)

公正取引委員会様と文科省様、本当に素晴らしい資料をありがとうございます。

僕からは 2 点あります。

公正取引委員会様のご指摘、非常に的を射ていると思いました。特に「地方公共団体にとって、連携のハブ機能や学習の窓口機能として、民間学習 e ポータル以外にも様々な選択肢が利用可能であることが、競争政策上望ましい」という内容です。これがなぜ言われているかというと、そうではないと思っている自治体様が多かったからだと思います。さらに、文科省様のアンケートの結果、非常に少ない調査の中から多岐に渡って、自治体や業界からの率直な現場の意見をたくさん拾えており、非常に分かりやすかったです。本当にありがとうございます。

2 つ目です。先ほど多くの委員からご指摘もありましたが、数年前の会議から、私たちも現場の教育委員会様、先生、児童生徒の皆様の便益があるような検討を進めるべきとお話ししてきました。取引慣行のアンケートの結果、現場にこのような必要性が認識されておらず、委員 H、委員 G からもお話あり、委員 I からご指摘ありましたように、現場によっては必ずしも必要な仕組みではなかったのではないかということが浮き彫りになってきたと思います。現場が置き去りになってしまっているというお声は、今、改めて再認識すべきです。

皆様ご存知の通り、5年前と今では全然変わっている現在のGIGA環境や、AIなどの新たな技術革新も視野に入れながら、機動力のある政策設計をしていただくことが重要だと思います。文部科学省様、最初にご挨拶された文部科学省課長の下に変わられた初中局の組織としての新たな旗振りに、非常に期待しております。

今後のお願いです。報告いただいた内容、および今日の皆様のお話を受けて、今後どのように政策や運用指針等に反映していくのかが、現状、まだ見えません。2月を目途に取りまとめるというましたが、ぜひ、現場や事業者様の率直な声を受け止めて、抜本的に、eポータル事業者様のためではなく、子どもと先生、現場のためになるような方針を、ぜひ文科省様に考えてほしいかなと思っております。

以上です。座長も、ありがとうございました。

### (委員)

私からも少しだけお話します。今、委員Jがおっしゃった通りだと私も思います。

生成AIを含めて、このeポータルもかなり歴史の長い中で、それがない時代で考えてきたところがあります。例えば、ポータルは入り口を並べるという設計思想のもとで考えられてきましたが、生成AI前提の環境になると、利用者が入り口を探すというより、意図を入力し必要なリソースに直接誘導されるというユーザーインターフェース、ユーザーエクスペリエンスが主流になっています。その結果、ポータル画面やブックマークといった行為ではなく、学習体験の中で、中心としてこういった行為がなくなっていく可能性があると危惧しています。

2つ目に私が思っていることです。今日、教育データの利活用の話が少し出ていましたが、eポータルで扱われるのは、ログインの履歴、教材のID、正誤のデータ、小テストの結果といったような学習結果に近いデータが中心になると思います。もちろん、積み上げてきた知識量やテストの経験値は、学習の分析において必要不可欠ですが、Aという教材を使ったかBという教材を使ったかで、同じ80点でも、難易度やその裏にある背景が違うため、データ分析では同一に扱っていいものではない形になると思います。現場でのデータ活用を通じて明らかになっていることの中には、こういった学習の成果の差だけではない、説明しきれないデータを取っていくかうまくいかないということもあります。

先ほど、データの話で電話が比喩として使われたと思いますが、電話や水道、電気と教育データの性質は前提が全く異なります。電話や水道は扱う対象が同一で目的や意味も変わりません。一方で、教育データは同じ点数や正誤であっても、問題の難易度、設計によって、意味は大きく異なると思います。この辺は、私はデータサイエンスで分析しているだけなので、教材会社様の方が詳しいと思いますが、同じ80点でも易しい問題の80点と思考を要する問題での80点では価値と測っているものは全く同一にならないです。物理量のような絶対値ではなく、文脈依存の相対量を見ていかなければいけないことを考えていくと、接続の標準化そのものよりは、eポータルで一体何のデータを取ろうとしていて、そのために相互接続が必要だ、ということの標準化こそが、おそらく必要だと思います。

最後に、テストの結果は、決定変数ではないという認識です。テストの点数は、当日の体調、直前の不安、睡眠、家庭の状況、友人関係、自己肯定感、そして積み上げてきた知識の数々といったものの過去の蓄積の写像という形になると思います。実際には、学習に着手する主体性やタイミング、継続性、教師との関係、反省、安心感や、自己肯定力など、学習を支える前提条件のパラメーターがないと、ダメ出しで終わることになりかねない。そうなると、逆にダッシュボードや教育の利活用でデータを見せることが悪影響となって点数が下がっていく、といったことも起こり得ます。そのため、私たちは e ポータルで何を分析したいのですか？という議論がないまま、やるべきであるということだけが先走っている部分があると感じています。こういった部分の標準化、それから生成 AI を使う、もしくは画面を含めて子どもたちが今どういう状況にあるかを先生で取るなど、再設計、再認識を時代に合わせてしていただければと思います。ありがとうございました。

### **(座長)**

ありがとうございました。以上で一通りご意見をいただきました。文部科学省から補足やお答えいただけることがあれば発言いただけますでしょうか。

### **(文部科学省教育 DX 推進室)**

最後のまとめのようになってしまいますが、本日、年末のお忙しい中、皆様、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

1つ1ついただいたコメントに対して、我々の考え方を申し述べる時間はないですが、今回、公正取引委員会さんの自治体調査を踏まえた考え方のご提示もありました。また、我々として、実態調査をさせていただきました。かつ、本日も含めて、委員の皆様方からいろいろなご意見を頂戴し、それを踏まえて、今後しっかりと検討対応していきたいと思っております。

特に、いろんな実態について、今回、ヒアリングで直接お伺いし、それをしっかりと踏まえて対応していくわけですが、ある意味今回が文科省としてようやくスタートラインに立ったのかなと思っています。

いろんなご意見の中には、課題もあると思っており、すぐに全部が解決するわけではないですが、着実に一步一歩取組みを進めていければと思います。この会議だけでは、なかなか解決できないようなこともございますので、委員の皆様方、またその関係者の皆様方のご協力もいただきながら、この会議に加えていろいろな場面で、取り組みを進めていきます。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

### **(座長)**

今日の全体の議論とご報告について、すべて非常に現実的な、最も目的を射た中心的なところ、核心に入ってきた話題が議論されました。また、これから何をやっていいか、順序性も少し見えてきており、大変意義の深い会合であったと思います。

### **(事務局)**

議論ありがとうございました。

本日の議論について、議事要旨を作成し、委員の皆様にもご確認いただいた上で、後日ICTCONNECT21 のホームページに公開させていただきます。

資料も一両日中に公開いたします。

さらなるご意見がある場合は、事務局までお寄せいただければ反映させたいと思います。

次回は2月頃の開催予定です。事務局より改めて日程調整させていただきます。

**(座長)**

本日はこれにて閉会とさせていただきます。以上、本日はありがとうございました。

---